

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により陸前高田市から提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成25年11月29日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）イオンスーパーセンター陸前高田店 陸前高田市米崎町字川崎226番地ほか
  - 2 届出者の氏名又は名称 イオンスーパーセンター株式会社
  - 3 陸前高田市から聴取した意見の概要
    - (1) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項  
騒音や交通などについて問題が発生した場合や苦情の申立てに対して、迅速に対応すること。
    - (2) 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項
      - ア 届出書の交通処理計画資料の方面5の交差点を含め、周辺交差点等への影響を検証されたいこと。当該検証によって新たな渋滞の発生が予測される場合には、関係機関と協議、調整し、必要な措置を講じること。
      - イ 国道45号の大船渡方向から来店する車両の右折待ち渋滞が心配されることに加え、計画地から国道45号への進入は国道の交通量が多く、十分な安全確認をした上での流入が求められることから、渋滞車両の状況に応じた右折用車線の確保など、特段の配慮及び対策を講じること。
      - ウ 計画地周辺は優良農地であり、周辺道路は農作業機械が通行する機会が多いことから、交通安全に特段の配慮・対策を講じること。
- 備考 本公告に係る陸前高田市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間沿岸広域振興局経営企画部及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。